

## 武富地区急傾斜地崩壊危険区域（武富ハイツ内）の補修及び 防災対策工事を求める意見書

糸満市内の武富ハイツは、30 数年前に住居を構えて以来、当該地域の住民は希望を胸に活力ある地域づくりに取り組んできた。

平成 5 年に沖縄県が、武富ハイツ内崖側地帯を急傾斜地崩壊危険区域に指定した後、県が施工した急傾斜地崩落に関する防災工事から、20 年近くを経過した現在もなお、地すべり、地盤沈下、亀裂、空洞化及び陥没等が進行しており、住民は大雨及び台風のたび、さらなる被害が発生しないか、おびえながら生活している。また、今もなお補修及び補強を緊急に要する箇所があるうえ、これまで防災工事が全く行われていなかった住民からも不安の声があり、抜本的な防災工事を強く要望している。

住民はこれらの被害について、もともと地盤が弱く住宅が建てられるべきではないもろい土地に無理な宅地造成がなされたことや、住宅の基礎が急傾斜地に接していることに原因があるのではないかと考えており、宅地造成を許可した沖縄県に対し、1 日も早い救済措置を望んでいる。

平成 11 年 3 月に沖縄県土木建築部河川課砂防係が作成した「砂防・地すべり・急傾斜地危険箇所図」においても、当該区域は「自然斜面」と判定されているうえ、また、その範囲は広大であり、土地の所有者等の私人が抜本的な急傾斜地崩壊防止工事等を施工することは非常に困難である。

本市は再三にわたり沖縄県に対し、県が対応可能な自然斜面であることを示す資料を基に対策工事を要望してきたにもかかわらず、いまだ抜本的な対策はとられていない。

日々おびやかされている当該区域の市民の生活を守る観点から、本市議会は、武富地区急傾斜地崩壊危険区域内の危険箇所の補修及び抜本的な防災対策工事を速やかに実施することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年 6 月 28 日

糸 満 市 議 会

武富地区急傾斜地崩壊危険区域（武富ハイツ内）の補修及び  
防災対策工事を求める要請決議

糸満市内の武富ハイツは、30 数年前に住居を構えて以来、当該地域の住民は希望を胸に活力ある地域づくりに取り組んできた。

平成 5 年に沖縄県が、武富ハイツ内崖側地帯を急傾斜地崩壊危険区域に指定した後、県が施工した急傾斜地崩落に関する防災工事から、20 年近くを経過した現在もなお、地すべり、地盤沈下、亀裂、空洞化及び陥没等が進行しており、住民は大雨及び台風のため、さらなる被害が発生しないか、おびえながら生活している。また、今もなお補修及び補強を緊急に要する箇所があるうえ、これまで防災工事が全く行われていなかった住民からも不安の声があり、抜本的な防災工事を強く要望している。

住民はこれらの被害について、もともと地盤が弱く住宅が建てられるべきではないもろい土地に無理な宅地造成がなされたことや、住宅の基礎が急傾斜地に接していることに原因があるのではないかと考えており、宅地造成を許可した沖縄県に対し、1 日も早い救済措置を望んでいる。

平成 11 年 3 月に沖縄県土木建築部河川課砂防係が作成した「砂防・地すべり・急傾斜地危険箇所図」においても、当該区域は「自然斜面」と判定されているうえ、また、その範囲は広大であり、土地の所有者等の私人が抜本的な急傾斜地崩壊防止工事等を施工することは非常に困難である。

本市は再三にわたり沖縄県に対し、県が対応可能な自然斜面であることを示す資料を基に対策工事を要望してきたにもかかわらず、いまだ抜本的な対策はとられていない。

日々おびやかされている当該区域の市民の生活を守る観点から、本市議会は、武富地区急傾斜地崩壊危険区域内の危険箇所の補修及び抜本的な防災対策工事を速やかに実施することを強く要請する。

上記のとおり決議する。

平成25年 6 月 28 日

糸 満 市 議 会